

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目15番1号
株式会社 クレスコ
代表取締役会長 岩 崎 俊 雄

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月18日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月19日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目16番18号
ホテルJALシティ田町 東京 地下1階
鳳凰の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。）
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項
 1. 第27期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第27期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
 - 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.cresco.co.jp/ir/index.html>）に掲載させていただきます。

事業報告

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の経営環境は、懸念されていた消費増税後の景気減速により、消費マインドの回復が一部において遅れることもありましたが、政府及び日本銀行の継続的な経済対策や金融政策を背景に、企業収益の改善や設備投資の持ち直しがみられるなど、緩やかな回復基調となりました。このような経営環境の中、企業の戦略的ICT投資の勢いは衰えず、当社企業グループでは、プロジェクト規模の拡大や引き合いの増加により、主力の金融分野や公共サービス分野のほか、車載関連分野が好調に推移し、当連結会計年度の業績は、前年比増収増益となりました。

ソフトウェア市場においては、第3のプラットフォームといわれる「クラウド、モビリティ、ビッグデータ、ソーシャル技術」の拡大が市場構造に与える影響を強めており、特にクラウド分野は、モバイル端末（スマートフォンやタブレットPCなど）の普及を背景にソフトウェア市場をけん引し、ICT投資は、「売上増大への貢献」や「顧客サービスの質的向上」に直結する、ビジネス・イノベーションのステージとなりました。

当社企業グループといたしましては、人事及び組織体制の大幅な見直しのほか、既存顧客の深耕や新規顧客開拓を積極的に展開すると共に、クレスコグループの協業強化、新規事業の創出、各種サービス・ソリューションの拡販等に努めてまいりました。当連結会計年度に行った主な施策は以下のとおりです。

◆4月1日、経営基盤の強化及び更なる企業価値の向上を目指すため、(株)クレスコの代表取締役を1名追加し、2名体制へ。根元浩幸は代表取締役社長として、事業戦略実行の陣頭指揮を執り、代表取締役会長の岩崎俊雄は引き続きクレスコグループの最高経営責任者として、コーポレートガバナンスの強化とグループ戦略を統括。

◆4月1日、今後の事業展開及び事業の効率性向上を見据え、(株)クレスコの事業部門を統合し、再編。

・ビジネスソリューション事業本部、エンベデッドソリューション事業部及び品質管理室を統合し、事業統括本部を新設。

・事業統括本部は営業統括部、企画推進事業部、金融ソリューション事業部、ビジネスソリューション事業部、基盤ソリューション事業部、エンベデッドソリュ

ーション事業部、先端技術事業部及び北海道開発センターで編制。

◆5月14日～16日、組込みシステム開発に必要なハードウェア・ソフトウェア・コンポーネントから開発環境までが一堂に会する「第17回 組込みシステム開発技術展 (ESEC)」に㈱クレスコ、ワイヤレステクノロジー㈱、クレスコ・アイディー㈱で共同出展。Beaconを中心に、近距離無線通信関連のサービス・ソリューションを紹介。

◆5月15日～17日、日本海側で最大のIT関連ビジネスの展示会「e-messe kanazawa 2014」にクレスコ北陸㈱が出展し、基幹業務システム「SMILE BS 2nd Edition」や統合型グループウェア「eValue NS 2nd Edition」、設計者支援「CAE解析サービス」等のサービス・ソリューションを紹介。

◆6月4日～5日、信用金庫の新たな地域ICT戦略を提案する「しんきんコミュニケーションフェア2014」に㈱クレスコが出展し、オンラインストレージサービス「インテリジェントフォルダ」とAWS (アマゾンウェブサービス) をベースとしたソリューション「クレアージュ for SAP Solutions」を紹介。

◆6月16日、㈱クレスコ及びクレスコ・イー・ソリューション㈱にて、SAPの業務アプリケーションをスピーディにモバイル化し、業務効率を格段に向上させる新ソリューション「Mobick (モビック)」の販売を開始。スマートフォンやタブレットPCといったモバイル端末の活用でリアルタイム経営を支援。

◆8月25日、「高速クラウド構築支援サービス」で㈱Skeedと戦略的技術提携。グローバル、モバイル、ビッグデータ時代に対応し、クラウド上での大容量のデータ通信やファイル転送の高速化を実現。

◆9月9日、アマゾン データ サービス ジャパン㈱ が開催する「AWS Cloud Storage & DB Day」に出展。「クラウドストレージとデータベースの活用動向を知る」をテーマに、災害対策ソリューション、ファイル共有サービス、SAPアーカイブサービスを紹介。

◆11月6日、営業イベント「第2回 エグゼクティブセミナー」を実施。

◆11月20日～21日、海外IR活動の一環として、ロンドンで開催される、ドイツ銀行グループが主催するジャパン・カンファレンス2014「dbAccess Japan Conference」に参加。当社企業グループが保有する技術、品質の高さ、サービスの魅力を世界へ向けアピール。

◆11月28日、開発体制の強化、事業領域の拡大等を早急に推し進めるため、M&A及び資本・業務提携への投資を主目的とした第三者割当による新株予約権の発行及び新株予約権買取契約（自己株式を活用した行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP・2014モデル」）を実施。

◆12月22日、グループ全体の成長力向上策の一環として、事業領域の拡充と開発体制の強化を目的に、㈱イー・アイ・エムスタッフの第三者割当増資の引受け、持分法適用関連会社化。

- ◆ 1月22日、子会社のワイヤレステクノロジー㈱が、㈱ヴェルトが企画・製造・販売を行った国産スマートウォッチ『VELDT SERENDIPITY（ヴェルト・セレンディピティ）』の回路基板を設計開発したことを発表。
- ◆ 2月16日、近距離無線通信技術の専門性を高め、事業の一元化を通して、お客様基盤を拡大し、より付加価値の高いサービスをお客様に提供するため、平成27年4月1日付で、子会社のワイヤレステクノロジー㈱とクレスコ・アイディー㈱を統合し、商号をクレスコワイヤレス㈱に変更することを発表。
- ◆ 3月12日、バスツアーなど旅行の様々なシーンで行われる点呼確認作業をBeaconとスマートデバイスを使って、「カンタン」「正確」「スピーディ」に自動化するソリューション「みんなのてんこ」を発表。
- ◆ 3月12日～13日、海外IR活動の一環として、香港で開催される、ドイツ銀行グループが主催するジャパン・カンファレンス2015「dbAccess Japanese Emerging Stocks Corporate Day」に参加。当社企業グループが保有する技術、品質の高さ、サービスの魅力を世界へ向けアピール。
- ◆ 3月30日、SAP社の基幹業務パッケージシステムの導入支援を主力事業とする㈱エス・アイ・サービスの完全子会社化を発表。クレスコグループにおけるERP事業の更なる成長と企業価値の更なる向上を図る。
- ◆ 3月30日、分散コンピューティング技術やネットワーク制御技術を活用したソリューションを主力事業とする㈱Skeedの第三者割当増資の引受けを発表。戦略的な提携を通じて、「高速クラウド構築支援サービス」の提供やIoT（Internet of Things）事業の技術基盤の確立を目指す。
- ◆ 3月30日、平成27年6月19日開催予定の第27回定時株主総会での承認を前提として、監査役会設置会社から「監査等委員会設置会社」への移行を発表。取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実を図り、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上を目指す。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高250億63百万円（前年度売上高220億28百万円）、営業利益20億13百万円（前年度営業利益14億30百万円）、経常利益22億40百万円（前年度経常利益16億76百万円）、当期純利益は14億5百万円（前年度当期純利益9億41百万円）と増収増益となりました。

セグメント別の状況は、次のとおりであります。

① ソフトウェア開発事業

ソフトウェア開発事業の売上高は、207億4百万円（前年同期比12.5%増）となり、セグメント利益（営業利益）は、24億15百万円（前年同期比23.2%増）となりました。業種別の売上高を比較しますと、主力の金融分野においては銀行及び保険業の案件が増加し、前年同期を24億82百万円上回りました。公共サービス分野につきましても、前年同期を62百万円上回りました。流通・その他の分野は、前年同期を2億43百万円下回りました。

② 組込型ソフトウェア開発事業

組込型ソフトウェア開発事業の売上高は、42億41百万円（前年同期比20.3%増）となり、セグメント利益（営業利益）は、5億71百万円（前年同期比57.1%増）となりました。製品別の売上高を比較しますと、通信システム分野においては、前年同期を1億4百万円下回りました。カーエレクトロニクス分野では、前年同期を7億51百万円上回りました。情報家電等、その他組込型分野につきましても、前年同期を67百万円上回りました。

③ その他

商品・製品販売事業等その他の売上高は、1億17百万円（前年同期比18.6%増）となり、セグメント損失（営業損失）は、30百万円（前年同期12百万円）となりました。

当連結会計年度のセグメント別売上状況は次のとおりであります。

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前年度比較	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
ソフトウェア開発事業	18,402	83.5	20,704	82.6	2,302	12.5
組込型ソフトウェア開発事業	3,526	16.0	4,241	16.9	714	20.3
小 計	21,929	99.5	24,945	99.5	3,016	13.8
そ の 他	99	0.5	117	0.5	18	18.6
合 計	22,028	100.0	25,063	100.0	3,035	13.8

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は76百万円であります。その主なものは、株式会社クレスコの新規事業所開設及び既存事業所の増床に係る工事であります。

(3) 対処すべき課題

① 営業活動の強化

当社企業グループの連携による営業活動を積極的に展開するほか、営業専任者の増員、営業統括部の設置など、受注量の確保と新規顧客の開拓を推進する体制を強化しております。

② 当社企業グループ及び他社との連携強化

当社企業グループは、海外を含む子会社9社、関連会社4社の体制となっております。営業拠点の広域化とサービスメニューの充実を推進し、各企業の独自性と販売チャネルを活かしたシナジー戦略を展開しております。また、他社の有用な製品やサービスも積極的に取り入れると共に、アライアンスの推進、ビジネスパートナー（販売代理店）を通じた拡販体制も強化してまいります。

③ サービスビジネスの展開

コンサルティング、クラウドビジネス（インテリジェントフォルダ）、スマートフォンビジネスの専門部門を設置し、従来の受託ソフトウェア開発を主軸とした事業とは異なったビジネスアプローチで、各種ソリューションを提供してまいります。

④ 利益の出る体質・体制への刷新

平成26年4月1日付で、ビジネスソリューション事業本部、エンベデッドソリューション事業部及び品質管理室を統合し、事業統括本部を新設いたしました。顧客の業務内容を分析し、課題解決に最適なシステムの企画・立案からソフトウェアの開発、必要なハードウェア機器の選定・導入、システムの運用・保守までを統合的に行ってまいります。

⑤ 新ビジネスの発掘

技術研究所を設置し、コア技術を応用したビジネスの研究・開発のほか、専門技術の高度化（人材育成）と先端技術を取り入れた新ビジネスの開発及び事業化を推進しております。また、他社との戦略的提携やアライアンスを通じ、新ビジネスを創造してまいります。

⑥ プロジェクトの収益性向上

開発プロセスの合理化、適材リソースの確保、生産性の向上、プロジェクトレビューとマネジメントの強化などを通して、適正なプロジェクト収益の確保と不採算案件の撲滅を目指しております。

⑦ 積極的な人材採用

事業計画とのバランスを考慮し、適正な人員計画を策定し、新卒採用、経験者採用、障がい者採用と幅広い活動を行っております。特に、営業要員に関しては、積極的な採用を行っております。障がい者採用につきましては、法定雇用率の維持・向上を旨とし、通年実施しております。

⑧ 働きやすい職場作り

次世代育成支援、ワークライフバランスを意識した制度を策定し、実施しております。また、健康管理につきましては、メンタルヘルス対応の充実（産業医面談等）や24時間利用可能な健康相談（専門業者に委託）などを提供し、社員の健康の維持・増進を図っております。人事諸制度につきましてはモチベーションアップに繋がる改革を継続しております。

⑨ パートナー人材の確保

プロジェクトの人的リソースとして欠かせない優秀なパートナー人材の確保は、購買担当が窓口となり調達機能を果たしております。「共生」をテーマに、説明会やコンプライアンス研修などを開催し、協力会社との協業体制を強化しております。

⑩ コンプライアンスの強化

経営企画室が当社企業グループ全体のコンプライアンスを統合管理する体制をとっております。「クレスコ コンプライアンス経営行動基準」を基本とし、啓蒙活動、委員会活動を行うとともに、定期的な研修受講を義務付け、都度誓約書の徴求を実施しております。

⑪ 広報及びIRの充実

当社企業グループの動向や新サービスに関するコンテンツをプレスリリース、ニュースリリースといった形で、広報活動を積極的に行っております。また、自社サイトを通して、「よりわかりやすい情報開示」を実現してまいります。また、IR活動につきましては「株主や投資家の皆様に、当社の企業経営、企業活動の内容を理解してもらうことによって、当社の価値を正當に評価していただくための活動である」と捉え、「充実した情報（経営戦略、業績等）」を「公平」「正確」「適時」にお伝えすることを基本姿勢として取り組んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第24期 (平成24年3月期)	第25期 (平成25年3月期)	第26期 (平成26年3月期)	第27期 (平成27年3月期) (当連結会計年度)
受 注 高 (千円)	17,299,880	18,998,582	22,678,869	25,289,890
売 上 高 (千円)	17,271,509	19,031,910	22,028,318	25,063,601
経 常 利 益 (千円)	1,174,451	1,409,938	1,676,864	2,240,987
当 期 純 利 益 (千円)	444,899	764,213	941,536	1,405,738
1株当たり当期純利益	40円46銭	70円80銭	87円40銭	133円12銭
総 資 産 (千円)	12,412,845	14,250,838	15,190,663	17,886,506
純 資 産 (千円)	7,663,697	8,563,201	9,114,303	10,946,625

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式を控除して算出しております。
2. 第25期における総資産の増加は、主として現金及び預金が1,147,234千円増加したことによるものです。
第27期における総資産の増加は、主として現金及び預金が1,751,437千円、受取手形及び売掛金が763,572千円増加したことによるものです。
3. 第25期における純資産の増加は、主として当期純利益の計上による利益剰余金の増加及びその他有価証券評価差額金のマイナスの減少によるものです。
第27期における純資産の増加は、主として当期純利益の計上による利益剰余金の増加及びその他有価証券評価差額金の増加によるものです。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第24期 (平成24年3月期)	第25期 (平成25年3月期)	第26期 (平成26年3月期)	第27期 (平成27年3月期) (当期)
受 注 高 (千円)	12,202,273	12,761,569	14,092,992	15,974,616
売 上 高 (千円)	12,251,935	12,518,209	13,531,904	15,795,777
経 常 利 益 (千円)	1,079,853	1,115,286	1,296,197	1,694,462
当 期 純 利 益 (千円)	410,035	665,518	799,810	1,102,981
1株当たり当期純利益	37円29銭	61円65銭	74円24銭	104円45銭
総 資 産 (千円)	11,058,884	12,125,307	12,866,815	15,536,564
純 資 産 (千円)	7,236,795	7,967,187	8,394,673	9,933,948

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式を控除して算出しております。
2. 第27期における総資産の増加は、主として現金及び預金が1,782,284千円、受取手形が345,237千円、売掛金が230,639千円、投資有価証券が356,346千円増加したことによるものです。
3. 第25期における純資産の増加は、主として当期純利益の計上による利益剰余金の増加及びその他有価証券評価差額金のマイナスの減少によるものです。
第27期における純資産の増加は、主として当期純利益の計上による利益剰余金の増加及びその他有価証券評価差額金の増加によるものです。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社アイオス	313,365千円	100.0%	ソフトウェア開発事業

(6) 企業集団の主要な事業セグメント

区分	主要な商品または役務の名称
ソフトウェア開発事業	アプリケーション開発、基盤システム開発及びソリューション・サービス
組込型ソフトウェア開発事業	通信システム、カーエレクトロニクス及びデジタル家電分野における組込型ソフトウェア開発

(7) 主要な事業所

① 当社

本社／東京都港区
北海道開発センター／北海道札幌市

② 子会社

株式会社アイオス
本社／東京都港区

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	前年度末比増減
ソフトウェア開発事業	1,246名	44名増加
組込型ソフトウェア開発事業	248名	4名減少
その他の事業	2名	—
全社（共通）	103名	1名増加
合計	1,599名	41名増加

(注) 上記従業員のほか、嘱託社員28名がおります。

② 当社の従業員の状態

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
943名	35名増加	35.8才	9.7年

(注) 上記従業員のほか、嘱託社員14名がおります。

(9) 主要な借入金の状況

借入先	借入金残高
	千円
株式会社三井住友銀行	105,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	66,672
株式会社みずほ銀行	66,672
三菱UFJ信託銀行株式会社	33,600

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 34,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,991,112株(自己株式1,008,888株を除く)
- (3) 株主数 2,858名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有限会社イワサキコーポレーション	34,396	31.29
浦 崎 雅 博	11,818	10.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	5,930	5.39
佐 藤 和 弘	5,785	5.26
ク レ ス コ 従 業 員 持 株 会	5,174	4.70
田 島 裕 之	4,448	4.04
岩 崎 俊 雄	3,015	2.74
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS	1,720	1.56
波 多 腰 茂	1,260	1.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	1,026	0.93

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 自己株式は、上記大株主から除外しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員に対する新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成26年11月12日開催の取締役会において、第三者割当による新株予約権の発行を決議し、平成26年11月28日に新株予約権を発行しております。

概要は以下のとおりです。

発行回次	第1回新株予約権
発行日	平成26年11月28日
新株予約権の数	500,000個
目的となる株式の種類および数	普通株式 500,000株
発行価額	1個につき 1.15円
権利行使価額	1株につき 1,600円
権利行使期間	平成26年11月28日～平成29年11月28日

発行回次	第2回新株予約権
発行日	平成26年11月28日
新株予約権の数	500,000個
目的となる株式の種類および数	普通株式 500,000株
発行価額	1個につき 0.7円
権利行使価額	1株につき 1,800円
権利行使期間	平成26年11月28日～平成29年11月28日

発行回次	第3回新株予約権
発行日	平成26年11月28日
新株予約権の数	500,000個
目的となる株式の種類および数	普通株式 500,000株
発行価額	1個につき 0.55円
権利行使価額	1株につき 2,000円
権利行使期間	平成26年11月28日～平成29年11月28日

(注) 詳細につきましては、平成26年11月12日提出の有価証券届出書をご覧ください。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	岩 崎 俊 雄		
取締役副会長	水 谷 浩 二		
代表取締役社長	根 元 浩 幸		
常務取締役	丹 羽 蔵 王	コーポレート管理本部長	
常務取締役	山 元 高 司	事業統括本部長	
取 締 役	杉 山 和 男	財務経理部長	
取 締 役	富 永 宏	事業統括本部副本部長	
取 締 役	菅 原 千 尋	事業統括本部エンベデッドソリューション事業部長	
取 締 役	谷 口 義 恵		クレスコ・イー・ソリューション株式会社代表取締役社長
取 締 役	熊 澤 修 一		株式会社クリエイティブジャパン代表取締役社長
常勤監査役	波多腰 茂		
監 査 役	臼 井 義 眞		
監 査 役	井 手 正 介		
監 査 役	戸 田 秀 明		

- (注) 1. 監査役臼井義眞氏、監査役井手正介氏及び監査役戸田秀明氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 臼井義眞氏、井手正介氏及び戸田秀明氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、当社取締役会で指定し、届け出ております。
3. 決算期末日の翌日以降の役員の異動
決算期末日の翌日以降の役員の地位及び担当の異動は以下のとおりであります。

氏 名	異動後の地位及び担当	異動前の地位及び担当	異動年月日
菅 原 千 尋	取締役事業統括本部副本部長	取締役事業統括本部エンベデッドソリューション事業部長	平成27年4月1日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

役員報酬は、基本報酬と賞与に分け、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において決定しております。基本報酬につきましては、人事の公平性から原則、役職、職責などをもとに、月額の設定報酬基準を決定し、賞与につきましては、業績連動型報酬制度を基本とし、毎期の実績と担当職務の執行状況等を勘案の上、決定しております。基本報酬は定額制として、生活基盤の安定を図るとともに、賞与には業績連動型報酬制度を導入することで、業績貢献度に対する一定のインセンティブ要素を取り入れております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (1名)	228,440千円 (1千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	25,800千円 (10,800千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
2. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額が含まれております。
3. 株主総会決議による取締役に對する報酬限度額は年額3億円であります。(平成25年6月19日第25回定時株主総会)
4. 株主総会決議による監査役に對する報酬限度額は年額5千万円であります。(平成25年6月19日第25回定時株主総会)

(4) 社外役員の状況

① 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外監査役	白井義真	当事業年度開催の取締役会26回のうち13回に出席し、また当事業年度開催の監査役会14回全てに出席して、主に法務に関する専門的立場から発言を行っております。
	井手正介	当事業年度開催の取締役会26回のうち13回に出席し、また当事業年度開催の監査役会14回の全てに出席して、主に財務に関する専門的立場から発言を行っております。
	戸田秀明	当事業年度開催の取締役会26回のうち13回に出席し、また当事業年度開催の監査役会14回の全てに出席して、主に企業経営に関する専門的立場から発言を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。その概要は次のとおりであります。

社外監査役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり会社法第423条第1項に該当し、善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として会社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、会社は社外監査役を免責するものとしたします。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、当社企業グループ以外から企業経営に深く係わってきた取締役等経験者（役員レベルの上級管理者を含む）の招聘による経営に対する客観的な視点の確保及び異なる知見（企業経営全般、ファイナンス、法務）を有する社外監査役によって取締役の監督機能を担保しており、社外取締役を採用しておりませんでした。

しかしながら、社外取締役に期待される、独立した観点での重要な意思決定への関与及び経営の監視等の一般的な機能については十分認識しており、社外取締役を置くことも検討してまいりました。

そこで、平成27年5月1日の会社法の改正によって新たに導入された監査等委員会設置会社へ移行し、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図り、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上の両立を目指し、第27回定時株主総会において、定款の一部変更及び監査等委員である取締役の選任を提案しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法（昭和23年法律第103号、第2条第1項）の業務に係る報酬等の額	26,900千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるIFRS（国際財務報告基準）の導入に関する指導、助言業務等についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した時は、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針です。

6. 内部統制に関する基本方針

内部統制に関する基本方針の当社取締役会決議の概要は次のとおりです。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 企業倫理及びコンプライアンスの意識の醸成を図り、企業グループ各社を横断的に統括するため、「コンプライアンス経営行動基準」を定め、活動規範を明確にする。
 - ② 内部統制システムの一環として、当社代表取締役を最高責任者とする内部統制委員会を設置し、その責任のもと、法令及び定款への適合性の確保に関する重要な問題に対し規程・ルール等の制定、運用支援を行う。
 - ③ 内部統制委員会の下部組織として、各部門代表からなるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わる重要決定事項の通達、実務上の課題の洗い出し並びに問題点の検討を行うとともに、日常的な啓蒙活動や研修等を通じて、全社的なコンプライアンス経営行動基準の徹底を推進する。

- ④ 法令・定款等に違反する、あるいは疑義のある行為等を発見したときは、直接通報・相談を受ける体制としてコンプライアンスヘルプライン等を設置し、内部通報制度の実効を図る。通報・相談を受けた担当部門はただちに内容を調査し、再発防止策を当該部門と協議の上決定し、全社的に再発防止策を実施させる。
 - ⑤ 経営企画室、内部監査室並びに監査役は、独立した立場から全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無に関する調査に努める。また、内部監査室、監査役会、監査法人は定期的に会合をもち、情報交換に努める。
 - ⑥ 経営の透明性とコンプライアンス経営及び法令の遵守の観点から顧問弁護士、会計監査人と日常的に情報交換を行い、これに対する意見を聴取しつつ日常発生する諸問題に関して助言と指導を適宜受けられる体制を構築する。
 - ⑦ 反社会的勢力の排除については、コンプライアンス経営行動基準において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力及び団体とは断固として対決する」旨を明記し、反社会的勢力との対決姿勢を徹底するとともに、警察等外部関係機関と連携を図り、これに対応する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る重要情報を文書管理規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存、管理（廃棄を含む）する。
なお、文書管理規程の改定を行う場合には、取締役会の承認を得るものとする。
 - ② 代表取締役は取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理（廃棄を含む）につき、全社的に統括する責任者を取締役の中から任命する。
 - ③ 各責任部門の取締役は文書管理規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に適切に記録し、保存する。当該担当取締役は各責任部門の執務執行文書及び情報の管理状況等について定期的に取締役会に報告する。
 - ④ 情報の不正使用及び漏洩の防止を徹底すべく、効果的な情報セキュリティ対策を推進する。
なお、情報管理体制のIT化及び情報セキュリティに関わる体制については、専門部門にて構築する。
 - ⑤ 職務の執行に係る情報の閲覧要請があれば、当該情報の存否及び保存状況をただちに検索し、常時閲覧できる体制を構築する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① リスク管理規程やその他リスク管理に係るルール、ガイドライン、マニュアルなどに従い、全社のリスクを網羅的、統括的に管理するとともに、定期的なリスクの洗い出し、当該リスクの予防対策、軽減に取り組む。

- ② 全社的なリスク管理体制は、経営企画室を主管とし、コンプライアンス委員会及び内部統制委員会と連携して、統制を行う。
 - ③ 各責任部門の取締役は、必要に応じて具体的な個別事案の検証を通じてリスク管理体制の適正性の確保を図る。
 - ④ 各責任部門は、リスク管理規程やその他リスク管理に係わるルール、ガイドライン、マニュアルなどの周知徹底を図るとともに、適切な監視・コントロールを担うシステムを構築する。
 - ⑤ 内部監査室はその活動を円滑かつ実効あるものにするために、各部門の日常的なリスク管理の状況の監査、体制整備の進捗状況のモニタリングを実施する。
 - ⑥ 有事発生時の危険管理計画、迅速な情報連絡及び即時対応可能な体制を整備する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会を取締役の業務執行状況を監督する機関と位置付け、原則として毎月1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
 - ② 各事業部門を担当する取締役は各事業部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。月次の業績は社内情報システムを活用し、管理会計手法を用いて、データ化し、経理担当取締役及び取締役会に報告する。
 - ③ 取締役会は経営計画を具体化するため、当該計画に基づき、每期、事業部門毎の業績目標及び予算を設定する。また、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定する。
 - ④ 迅速かつ的確な経営判断を補完する機関として、常務会を定期開催し、経営課題の検討及び報告を行う。
 - ⑤ 内部監査室は期初に策定した内部監査計画に基づき、内部統制の有効性及び業務全般にわたる業務監査を実施し、監査結果はその都度直接、代表取締役に文書並びに口頭で報告する。
 - ⑥ 取締役の意思決定を効率的に執行するために有効な職務分掌をはじめとする規程を整備し、業務執行組織を運営する。
 - ⑦ IT対応に関わる内部統制システムを整備し、有効な社内コミュニケーション機能を実現する。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団（以下、当社企業グループ）における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社企業グループ各社の独立性を尊重しつつ、緊密な連携のもと、「コンプライアンス経営行動基準」の周知を図るとともに、主要な子会社には、コンプライアンス推進責任者を配置し、当社企業グループの業務の適正の確保に努める。
 - ② 経営企画室が中心となり、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達、通報・相談制度、教育研修等が効率的かつ適正に行われる体制を構築する。

- ③ 経営企画室及び内部監査室は独立した立場からモニタリングと監査を実施し、その結果を当社企業グループ各社の代表取締役様に報告するとともに、担当部門及びその責任者に報告し、必要に応じて改善策の指導、実施の支援・助言を行う。また、そのレビュー結果は都度、取締役会等に報告する。
 - ④ 監査によって当社企業グループ各社における損失の危険を予知し、あるいは把握した場合はその発見された損失の危険の内容、損失の程度及び経営に対する影響等について、ただちに当社の内部統制委員会に報告する。
 - ⑤ 子会社は一定の重要事項について、子会社において機関決定する前に、当社に報告を行って、承認を受けなければならない。
 - ⑥ 監査役は経営企画室及び内部監査室の監査状況も含めた網羅的観点からモニタリング及び監査を実施し、改善を促すとともに、その結果を当社企業グループ各社の取締役会に報告する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、監査役スタッフ）を置くことを求めた場合における使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役スタッフを要する場合、補助すべき組織は経営企画室とする。その際、当該使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とし、当該使用人は原則として当社の業務執行にかかる役職を兼務しない。
 - ② 監査役スタッフは、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有する。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役スタッフはその命令に関して、取締役の指揮・命令を受けない。
 - ③ 監査役は必要に応じ、内部監査室に調査を求めることができる。
 - ④ 管理部門、財務経理部門などは、監査役の求めにより監査に必要な調査を補助する。
- (7) 取締役・使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は職務の効果的な遂行のため、取締役または使用人は、監査役会に対して法定の事項に加え、当社企業グループに事業運営上、重大な影響を及ぼす事項並びに業務執行の状況及び結果について報告する。
 - ② 内部監査室並びに経営企画室は、内部監査の実施状況、コンプライアンスヘルプライン等による通報状況及びその内容を報告する。
 - ③ 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合はただちに報告する。
 - ④ 監査役への報告は、誠実に漏れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度、遅滞無く行う。また、報告を求められた場合には、すみやかに報告しなければならない。

- (8) その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- ① 監査役は、社内外において開催される会議に参加できる。
 - ② 監査役会は、代表取締役、内部監査室、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
 - ③ 当社企業グループの取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、意思疎通、情報収集等が適切に行えるよう協力する。
 - ④ 当社企業グループの取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。
 - ⑤ 監査役及び監査役会が職務遂行上、必要と認めるとき、自らの判断で弁護士、公認会計士等の外部の専門家との連携が図れる環境及び体制を整備する。
- (9) 当社企業グループに係わる財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制について
- ① 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、内部統制システムの構築を行う。
 - ② 財務報告に係わる内部統制として、金融商品取引法の内部統制報告制度を適切に実施するため、社内に専門組織（内部監査室、内部統制委員会、プロセスオーナー会議等）を設置し、全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握・記録を通じて、自己及び第三者による継続的な評価並びに改善・是正を行う体制を整備する。
 - ③ 適正かつ適時の財務報告のために、会計責任者及びIR担当部門を設置し、法令及び会計基準に沿った財務諸表を作成し、情報開示に関連する規程に則り協議・検討・確認を経て開示する体制を整備する。
 - ④ 当社企業グループの評価・改善結果は、定期的に取り締役会に報告する。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,401,519	流 動 負 債	4,791,045
現金及び預金	5,512,778	買掛金	1,590,804
受取手形及び売掛金	4,747,228	短期借入金	40,000
有価証券	187,085	1年内返済予定の長期借入金	235,570
金銭の信託	50,503	リース債務	884
商品及び製品	16,023	未払金	323,234
仕掛品	115,259	未払法人税等	572,580
原材料及び貯蔵品	6,354	未払事業所税	25,080
前払費用	207,586	未払消費税等	590,778
繰延税金資産	443,939	賞与引当金	907,791
その他	114,760	役員賞与引当金	67,500
		受注損失引当金	3,578
		損害補償損失引当金	62,000
		その他	371,241
固 定 資 産	6,484,987	固 定 負 債	2,148,835
有 形 固 定 資 産	242,632	長期借入金	45,000
建物	136,819	リース債務	1,496
工具、器具及び備品	83,593	長期未払金	460,400
土地	19,990	役員退職慰労引当金	208,513
リース資産	2,229	退職給付に係る負債	1,385,437
		資産除去債務	47,987
無 形 固 定 資 産	640,981	負 債 合 計	6,939,880
のれん	313,228	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	315,602	株 主 資 本	10,557,198
その他	12,149	資本金	2,514,875
投 資 そ の 他 の 資 産	5,601,373	資本剰余金	3,476,630
投資有価証券	4,258,414	利益剰余金	5,217,024
敷金及び保証金	480,228	自己株式	△651,332
保険積立金	166,677	その他の包括利益累計額	325,188
繰延税金資産	564,365	その他有価証券評価差額金	344,729
その他	235,866	為替換算調整勘定	11,118
貸倒引当金	△104,179	退職給付に係る調整累計額	△30,660
		新 株 予 約 権	625
		少 数 株 主 持 分	63,614
		純 資 産 合 計	10,946,625
資 産 合 計	17,886,506	負 債 純 資 産 合 計	17,886,506

連結損益計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		25,063,601
売 上 原 価		20,552,111
売 上 総 利 益		4,511,490
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,498,481
営 業 利 益		2,013,009
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	38,421	
受 取 配 当 金	92,198	
有 価 証 券 売 却 益	69,153	
金 銭 の 信 託 運 用 益	11,946	
助 成 金 収 入	4,863	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	10,693	
そ の 他	15,223	242,500
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,396	
長 期 前 払 費 用 償 却	3,899	
新 株 予 約 権 発 行 費	6,870	
そ の 他	356	14,521
経 常 利 益		2,240,987
特 別 利 益		
持 分 変 動 利 益	56,294	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	190,906	
そ の 他	24,164	271,366
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,371	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	8,807	
事 務 所 移 転 費 用	2,049	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額	38,864	
損 害 補 償 損 失 引 当 金 繰 入 額	62,000	
そ の 他	26,339	140,433
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,371,920
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	921,474	
法 人 税 等 調 整 額	35,545	957,020
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		1,414,899
少 数 株 主 利 益		9,161
当 期 純 利 益		1,405,738

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成26年4月1日残高	2,514,875	2,998,808	4,203,209	△794,300	8,922,592
会計方針の変更による累積的影響額			△32,615		△32,615
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,514,875	2,998,808	4,170,593	△794,300	8,889,977
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△359,307		△359,307
当期純利益			1,405,738		1,405,738
自己株式の取得				△179,784	△179,784
自己株式の処分		477,822		322,752	800,575
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	477,822	1,046,430	142,967	1,667,221
平成27年3月31日残高	2,514,875	3,476,630	5,217,024	△651,332	10,557,198

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	少数株主 持分	純資産 合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 属 する 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
平成26年4月1日残高	129,643	5,962	△13,592	122,013	—	69,696	9,114,303
会計方針の変更による累積的影響額							△32,615
会計方針の変更を反映した当期首残高	129,643	5,962	△13,592	122,013	—	69,696	9,081,687
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△359,307
当期純利益							1,405,738
自己株式の取得							△179,784
自己株式の処分							800,575
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	215,085	5,156	△17,067	203,174	625	△6,082	197,716
連結会計年度中の変動額合計	215,085	5,156	△17,067	203,174	625	△6,082	1,864,937
平成27年3月31日残高	344,729	11,118	△30,660	325,188	625	63,614	10,946,625

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	9社
連結子会社の名称	クレスコ・イー・ソリューション株式会社 ワイヤレステクノロジー株式会社 株式会社アイオス クレスコ九州株式会社 クレスコ・アイディー株式会社 クレスコ北陸株式会社 科礼斯軟件（上海）有限公司 株式会社シースリー 株式会社クリエイティブジャパン

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数	4社
持分法適用関連会社の名称	株式会社ウェイン ビュルガーコンサルティング株式会社 株式会社エル・ティー・エス 株式会社エー・アイ・エムスタッフ

株式会社エー・アイ・エムスタッフは、株式取得に伴い当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

3. 連結子会社または持分法適用関連会社の事業年度に関する事項

連結子会社及び持分法適用関連会社のうち科礼斯軟件（上海）有限公司（決算日は12月31日）、株式会社エル・ティー・エス（決算日は12月31日）及び株式会社エー・アイ・エムスタッフ（決算日は12月31日）以外の会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

科礼斯軟件（上海）有限公司、株式会社エル・ティー・エス及び株式会社エー・アイ・エムスタッフにつきましては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…………… 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ 運用目的の金銭の信託

時価法によっております。

④ たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で…………… 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価保有するたな卸資産 切下げの方法）によっております。

ア. 商品 移動平均法

イ. 製品、仕掛品 個別法

ウ. 原材料 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …………… 定率法によっております。

（リース資産を除く）

② 無形固定資産 …………… 定額法によっております。

ただし、ソフトウェアについては、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアは販売可能有効期間（3年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産 …………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………当社及び連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………当社及び連結子会社は、従業員に対する賞与の支給に充てるため、所定の計算方法による支給見積額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……………当社及び連結子会社は、役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見積額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ④ 受注損失引当金……………当社及び連結子会社は、ソフトウェアの請負契約に係る将来の損失に備えるため、損失の発生する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合、その損失見込額を計上しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金……………一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(追加情報)

役員退職慰労金制度を有しているすべての連結子会社において、平成27年6月開催予定の各社定時株主総会で承認されることを前提として、在任中の取締役に対し、功労加算金を含めた役員退職慰労金を打ち切り支給することを決議したことに伴い、功労加算金見込額38,864千円を特別損失に計上しております。

- ⑥ 損害補償損失引当金……………当社は、将来の損害補償の履行に伴い発生するおそれのある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価の計上基準

① 当連結会計年度までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

② その他の契約

検収基準

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段） 金利スワップ

（ヘッジ対象） 借入金の利息

③ ヘッジ方針

将来の金利変動による損失を回避する目的で、金利スワップ取引を利用しております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップ取引については有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

5年間又は10年間で均等償却しております。

(9) 投資差額の処理方法

5年間で均等償却しております。

5. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法をポイント基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が50,677千円増加し、利益剰余金が32,615千円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ4,637千円減少しております。

なお、1株当たり情報に関する注記に与える影響は当該箇所に記載しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 541,121千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 12,000,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,355,604	153,284	500,000	1,008,888

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

平成25年11月25日取締役会決議に基づく自己株式の市場買付 152,900株
単元未満株式の買取り 384株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使に伴う自己株式の処分 500,000株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月20日 定時株主総会	普通株式	180,954	17.00	平成26年3月31日	平成26年6月23日
平成26年11月7日 取締役会	普通株式	178,352	17.00	平成26年9月30日	平成26年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月19日 定時株主総会 (予定)	普通株式	利益 剰余金	230,813	21.00	平成27年3月31日	平成27年6月22日

4. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

第2回新株予約権 当社普通株式 500,000株

第3回新株予約権 当社普通株式 500,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社企業グループの主な資金需要は、運転資金及び設備投資資金等であります。これらの資金につきましては営業活動による収入のほか、安定的な支払能力を確保するため、資金繰りの状況や金融情勢を勘案し、銀行からの借入れにより調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券、投資有価証券及び金銭の信託は主として株式、投資信託及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期借入金は、主に連結子会社株式の取得に必要な資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されているためデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、営業債権について、販売管理規則に従い与信管理及び期日管理を行っております。

② 市場リスクの管理

当社は、有価証券、投資有価証券及び金銭の信託について、有価証券管理規則に従い運用を行っており、時価のある有価証券及び金銭の信託については定期的に時価の把握を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち、30.6%が特定の大口顧客に対するものであります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	5,512,778	5,512,778	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,747,228	4,747,228	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	3,602,798	3,602,798	—
(4) 金銭の信託	50,503	50,503	—
資産計	13,913,309	13,913,309	—
(1) 買掛金	1,590,804	1,590,804	—
(2) 短期借入金	40,000	40,000	—
(3) 長期借入金	280,570	278,815	△1,754
(4) リース債務	2,381	2,347	△33
(5) 長期未払金	460,400	434,145	△26,254
負債計	2,374,155	2,346,112	△28,042

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金
これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 有価証券及び投資有価証券
これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格または金融機関から提示された価格によっております。
- (4) 金銭の信託
これらの時価は、金融機関から提示された価格によっております。

負債

- (1) 買掛金及び(2) 短期借入金
これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 長期借入金
これらの時価は、金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) 長期未払金

これらの時価は、将来の支払額を、新規に借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	812,701千円
非上場債券	30,000千円

上記非上場株式等及び非上場債券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	5,512,778	—	—	—
受取手形及び売掛金	4,747,228	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1)社債	99,470	101,000	160,585	251,484
(2)その他	57,615	112,465	49,766	98,530
合計	10,417,092	213,465	210,351	350,014

(注4) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	235,570	45,000	—	—	—	—
リース債務	884	718	718	59	—	—
合計	236,454	45,718	718	59	—	—

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	990円11銭
1株当たり当期純利益	133円12銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	133円01銭

会計方針の変更に関する注記に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が3円24銭減少し、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益がともに0円28銭減少しております。

(重要な後発事象に関する注記)

1. 子会社の組織再編

当社は、平成27年2月16日開催の取締役会決議に基づき、平成27年4月1日付で子会社であるワイヤレステクノロジー株式会社とクレスコ・アイディー株式会社を統合し、商号をクレスコワイヤレス株式会社に変更しました。

(1) 統合の理由

近距離無線通信技術の専用性を高め、事業の一元化を通して、お客様基盤を拡大し、より付加価値の高いサービスをお客様に提供することが必要と判断し、統合することといたしました。

(2) 統合の要旨

①統合方式

ワイヤレステクノロジー株式会社を存続企業とする吸収合併方式

②当事会社の概要

(存続会社)

商号	ワイヤレステクノロジー株式会社
代表者	代表取締役 森山正吾
所在地	東京都大田区山王2丁目3番10号
設立年月日	平成17年10月
資本金	50百万円
決算期	3月31日
事業の内容	Bluetooth/BLEなど近距離無線技術応用機器及びソフトウェアの設計・開発・販売

(消滅会社)

商号	クレスコ・アイディー株式会社
代表者	代表取締役 千葉大介
所在地	東京都港区港南1丁目6番31号
設立年月日	平成23年4月
資本金	100百万円
決算期	3月31日
事業の内容	RFID、NFCなど近距離無線技術応用機器及びソフトウェアの設計・開発・販売

2. 取得による企業結合

当社は、平成27年3月30日開催の取締役会決議に基づき、平成27年4月1日付で株式会社エス・アイ・サービスの全株式を取得し、連結子会社としました。

(1) 株式取得の目的

当社企業グループは複合IT企業として、企業のIT戦略立案から開発、運用・保守まで幅広いニーズに対応しております。

株式会社エス・アイ・サービスは、SAP社の基幹業務パッケージシステムの導入支援を主力事業とし、SAP標準インターフェイス技術を活用したシステム導入時のアドオン削減接続に関するコンサルティング、システム導入支援及びSAPシステム補完ソフトウェアの販売・導入支援を提供しております。

今回の株式取得は、クレスコグループにおけるERP事業の更なる成長に寄与し、企業価値の更なる向上に資することを目的としております。

(2) 株式取得の主な相手先

高橋愛美

日置直久

(3) 取得した株式の概要（平成27年4月1日現在）

商号	株式会社エス・アイ・サービス
代表者	代表取締役 谷口義恵
所在地	東京都中央区京橋3丁目12番7号
設立年月日	平成11年4月
資本金	30百万円
事業の内容	基幹業務パッケージシステムを中心としたシステムの連携導入支援

- (4) 株式取得の時期
平成27年4月1日
- (5) 取得株式数及び取得後の持分比率
- | | |
|----------|--------|
| 取得株式数 | 391株 |
| 取得後の持分比率 | 100.0% |
- (6) 資金調達の方法
自己資金

(その他の注記)

法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.1%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が94,505千円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が110,057千円、その他有価証券評価差額金が17,064千円、退職給付に係る調整累計額が△1,512千円それぞれ増加しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,726,244	流 動 負 債	4,091,498
現金及び預金	3,833,518	買掛金	1,210,697
受取手形	505,545	関係会社短期借入金	800,000
売掛金	2,543,074	1年内返済予定の長期借入金	226,944
有価証券	129,470	未払金	249,722
金銭の信託	50,503	未払費用	113,108
仕掛品	87,061	未払法人税等	421,088
繰延税金資産	270,681	未払事業所税	17,436
未収入金	96,028	未払消費税等	356,011
その他	210,361	預り金	38,392
固 定 資 産	7,810,319	賞与引当金	510,764
有 形 固 定 資 産	156,631	役員賞与引当金	35,000
建物	89,874	受注損失引当金	3,578
工具、器具及び備品	66,756	損害補償損失引当金	62,000
無 形 固 定 資 産	293,504	その他の他	46,755
ソフトウェア	284,830	固 定 負 債	1,511,116
その他	8,674	長期借入金	45,000
		長期未払金	460,400
		退職給付引当金	974,715
		資産除去債務	31,001
		負 債 合 計	5,602,615
		純 資 産 の 部	
投資その他の資産	7,360,183	株 主 資 本	9,610,853
投資有価証券	3,875,808	資 本 金	2,514,875
関係会社株式	2,533,797	資 本 剰 余 金	3,476,630
関係会社出資金	70,000	資本準備金	2,998,808
繰延税金資産	379,248	その他資本剰余金	477,822
敷金及び保証金	350,134	自己株式処分差益	477,822
保険積立金	91,110	利 益 剰 余 金	4,270,679
その他	162,508	利益準備金	78,289
貸倒引当金	△102,425	その他利益剰余金	4,192,389
		別途積立金	2,410,000
		繰越利益剰余金	1,782,389
		自 己 株 式	△651,332
		評価・換算差額等	322,470
		その他有価証券評価差額金	322,470
		新 株 予 約 権	625
		純 資 産 合 計	9,933,948
資 産 合 計	15,536,564	負 債 純 資 産 合 計	15,536,564

損 益 計 算 書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		15,795,777
売 上 原 価		13,011,503
売 上 総 利 益		2,784,274
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,349,310
営 業 利 益		1,434,964
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,074	
有 価 証 券 利 息	37,133	
金 銭 の 信 託 運 用 益	11,946	
受 取 配 当 金	147,004	
有 価 証 券 売 却 益	69,153	
そ の 他	10,267	276,580
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,941	
新 株 予 約 権 発 行 費	6,870	
そ の 他	271	17,082
経 常 利 益		1,694,462
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	190,906	
そ の 他	23,658	214,565
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,117	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	8,807	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	26,648	
損 害 補 償 損 引 当 金 繰 入 額	62,000	
そ の 他	9,116	108,689
税 引 前 当 期 純 利 益		1,800,337
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	647,406	
法 人 税 等 調 整 額	49,949	697,356
当 期 純 利 益		1,102,981

株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
		自 己 株 式 の 取 得 及 自 己 株 式 の 処 分	自 己 株 式 の 取 得 及 自 己 株 式 の 処 分		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
平成26年4月1日残高	2,514,875	2,998,808	—	78,289	2,410,000	1,071,331
会計方針の変更による 累積的影響額						△32,615
会計方針の変更を 反映した当期首残高	2,514,875	2,998,808	—	78,289	2,410,000	1,038,715
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△359,307
当期純利益						1,102,981
自己株式の取得						
自己株式の処分			477,822			
その他						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	477,822	—	—	743,674
平成27年3月31日残高	2,514,875	2,998,808	477,822	78,289	2,410,000	1,782,389

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成26年4月1日残高	△794,300	8,279,004	115,669	115,669	—	8,394,673
会計方針の変更による 累積的影響額		△32,615				△32,615
会計方針の変更を 反映した当期首残高	△794,300	8,246,388	115,669	115,669	—	8,362,058
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△359,307				△359,307
当期純利益		1,102,981				1,102,981
自己株式の取得	△179,784	△179,784				△179,784
自己株式の処分	322,752	800,575				800,575
その他						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			206,801	206,801	625	207,426
事業年度中の変動額合計	142,967	1,364,464	206,801	206,801	625	1,571,890
平成27年3月31日残高	△651,332	9,610,853	322,470	322,470	625	9,933,948

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…………… 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法によっております。

子会社株式及び…………… 移動平均法による原価法によっております。

関連会社株式

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) 運用目的の金銭の信託

時価法によっております。

(4) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で…………… 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価保有するたな卸資産 切下げの方法）によっております。
仕掛品 個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産…………… 定率法によっております。

(2) 無形固定資産…………… 定額法によっております。

ただし、ソフトウェアについては、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアは販売可能有効期間（3年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金…………… 従業員に対する賞与の支給に充てるため、当社所定の計算方法による支給見積額の当期負担額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金…………… 役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見積額の当期負担額を計上しております。
- (4) 受注損失引当金…………… ソフトウェアの請負契約に係る将来の損失に備えるため、損失の発生する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合、その損失見込額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。
- (6) 損害補償損失引当金…………… 将来の損害補償の履行に伴い発生するおそれのある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価の計上基準

- (1) 当事業年度までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- (2) その他の契約
検収基準

5. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) 金利スワップ
(ヘッジ対象) 借入金の利息

(3) ヘッジ方針

将来の金利変動による損失を回避する目的で、金利スワップ取引を利用しております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップ取引については有効性の評価を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法をポイント基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が50,677千円増加し、繰越利益剰余金が32,615千円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ4,637千円減少しております。

なお、1株当たり情報に関する注記に与える影響は当該箇所に記載しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額		391,635千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	短期金銭債権	190,405千円
	短期金銭債務	111,538千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引	売上高	249,186千円
	営業費用	335,205千円
	営業外収益	69,799千円
	営業外費用	6,997千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,355,604	153,284	500,000	1,008,888

増加数の内訳は、次のとおりであります。

平成25年11月25日取締役会決議に基づく自己株式の市場買付	152,900株
単元未満株式の買取り	384株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使に伴う自己株式の処分	500,000株
--------------------	----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

流動資産

賞与引当金	168,858千円
賞与引当金に係る法定福利費	22,693
未払事業税	36,120
その他	43,009
計	<u>270,681千円</u>

固定資産

長期未払金（役員退職慰労金）	148,709千円
一括償却資産	8,160
退職給付引当金	314,832
会員権評価損	12,215
投資有価証券評価損	27,907
関係会社株式評価損	30,894
資産除去債務	10,013
その他	33,861
繰延税金負債（固定）との相殺	<u>△160,625</u>
小計	<u>425,969千円</u>
評価性引当額	<u>△46,720千円</u>
計	<u>379,248千円</u>

繰延税金資産合計

649,930千円

(繰延税金負債)

固定負債

建物（資産除去債務）	△2,289千円
有価証券評価差額金	△154,021
その他	△4,314
繰延税金資産（固定）との相殺	<u>160,625</u>
計	<u>—千円</u>

繰延税金負債合計

—千円

差引：繰延税金資産純額

649,930千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱アイオス	直接 100.0	役員兼任 (3名)	資金の借換 (注1)	300,000	関係会社 短期借入金	600,000
				資金の借入 (注1)	300,000		
				利息の支払い	6,000		
子会社	クレスコ・イ ー・ソリューション ㈱	直接 100.0	役員兼任 (1名)	資金の借入 (注1)	200,000	関係会社 短期借入金	200,000
				利息の支払い	997		
子会社	㈱クリエイティブ ジャパン	直接 100.0	役員兼任 (1名)	増資の引受 (注2)	70,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。返済期間は期間1年以内、一括返済としております。なお、担保は差し入れておりません。

(注2) 当社が㈱クリエイティブジャパンの行った第三者割当を1株につき50千円で引受けたものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	903円76銭
1株当たり当期純利益	104円45銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	104円36銭

会計方針の変更に関する注記に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当事業年度の1株当たり純資産額が3円24銭減少し、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益がともに0円28銭減少しております。

(重要な後発事象に関する注記)

1. 子会社の組織再編

当社は、平成27年2月16日開催の取締役会決議に基づき、平成27年4月1日付で子会社であるワイヤレステクノロジー株式会社とクレスコ・アイディー株式会社を統合し、商号をクレスコワイヤレス株式会社に変更しました。

(1) 統合の理由

近距離無線通信技術の専用性を高め、事業の一元化を通して、お客様基盤を拡大し、より付加価値の高いサービスをお客様に提供することが必要と判断し、統合することといたしました。

(2) 統合の要旨

①統合方式

ワイヤレステクノロジー株式会社を存続企業とする吸収合併方式

②当事会社の概要

(存続会社)

商号	ワイヤレステクノロジー株式会社
代表者	代表取締役 森山正吾
所在地	東京都大田区山王2丁目3番10号
設立年月日	平成17年10月
資本金	50百万円
決算期	3月31日
事業の内容	Bluetooth/BLEなど近距離無線技術応用機器及びソフトウェアの設計・開発・販売

(消滅会社)

商号	クレスコ・アイディー株式会社
代表者	代表取締役 千葉大介
所在地	東京都港区港南1丁目6番31号
設立年月日	平成23年4月
資本金	100百万円
決算期	3月31日
事業の内容	RFID、NFCなど近距離無線技術応用機器及びソフトウェアの設計・開発・販売

2. 取得による企業結合

当社は、平成27年3月30日開催の取締役会決議に基づき、平成27年4月1日付で株式会社エス・アイ・サービスの全株式を取得し、連結子会社としました。

(1) 株式取得の目的

当社企業グループは複合IT企業として、企業のIT戦略立案から開発、運用・保守まで幅広いニーズに対応しております。

株式会社エス・アイ・サービスは、SAP社の基幹業務パッケージシステムの導入支援を主力事業とし、SAP標準インターフェイス技術を活用したシステム導入時のアドオン削減接続に関するコンサルティング、システム導入支援及びSAPシステム補完ソフトウェアの販売・導入支援を提供しております。

今回の株式取得は、クレスコグループにおけるERP事業の更なる成長に寄与し、企業価値の更なる向上に資することを目的としております。

(2) 株式取得の主な相手先

高橋愛美

日置直久

(3) 取得した株式の概要（平成27年4月1日現在）

商号 株式会社エス・アイ・サービス

代表者 代表取締役 谷口義恵

所在地 東京都中央区京橋3丁目12番7号

設立年月日 平成11年4月

資本金 30百万円

事業の内容 基幹業務パッケージシステムを中心としたシステムの連携導入支援

(4) 株式取得の時期

平成27年4月1日

(5) 取得株式数及び取得後の持分比率

取得株式数 391株

取得後の持分比率 100.0%

(6) 資金調達の方法

自己資金

(その他の注記)

法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.1%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が59,408千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が75,321千円、その他有価証券評価差額金が15,913千円それぞれ増加しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月 8日

株式会社クレスコ
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 田 久 保 謙 ㊤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 菊 地 康 夫 ㊤
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クレスコの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クレスコ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成27年4月1日付で株式会社エス・アイ・サービスの全株式を取得し、連結子会社としている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成27年 5 月 8 日

株式会社クレスコ
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 田 久 保 謙 ㊤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 菊 地 康 夫 ㊤
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クレスコの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成27年4月1日付で株式会社エス・アイ・サービスの全株式を取得し、連結子会社としている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月14日

株式会社クレスコ 監査役会

常勤監査役	波多腰	茂	㊟
社外監査役	白井	義真	㊟
社外監査役	井手	正介	㊟
社外監査役	戸田	秀明	㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけており、株主資本の充実と長期的な安定収益力を維持するとともに、業績に裏付けられた適正な利益配分を維持することを基本方針としております。配当に関しましては、当社の経常利益をもとに特別損益を零とした場合に算出される当期純利益の40%相当を目途に継続的に実現することを目指しております。

上記方針に基づきまして、当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその額

当社普通株式 1株につき金21円 総額230,813,352円

(注) 中間配当を含めた当期の年間配当は、1株につき金38円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月22日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)による改正後の会社法が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の見直しを行うものであります。
- ② インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できる旨の規定を新設するものであります。
- ③ 監査等委員会設置会社への移行に伴い、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当などを取締役会決議により行うこととなる旨の規定を新設するものであります。
- ④ 会社法の改正により、会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の見直しを行うものであります。

なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号) 第1条 当社は、株式会社クレスコと称し、英文では、CRESCO ₂ LTD. と表示する。	(商 号) 第1条 当社は、株式会社クレスコと称し、英文では、CRESCO LTD. と表示する。
第2条～第4条【条文省略】	第2条～第4条【現行のとおり】
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数) 第5条【条文省略】	(発行可能株式総数) 第5条【現行のとおり】
(自己株式の取得) 第6条 当社は、 <u>取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u>	【削 除】

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条～第12条【条文省略】</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集) 第13条【条文省略】</p> <p>(招集権者および議長) 第14条【条文省略】</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p>第15条～第17条【条文省略】</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置) 第18条【条文省略】</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 【条文省略】 3. 【条文省略】</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第6条～第11条【現行のとおり】</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集) 第12条【現行のとおり】</p> <p>(招集権者および議長) 第13条【現行のとおり】</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第15条～第17条【現行のとおり】</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置) 第18条【現行のとおり】</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は12名以内とする。 2. 監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。 2. 【現行のとおり】 3. 【現行のとおり】</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p>2. <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 【条文省略】 3. 【条文省略】</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 【条文省略】</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、<u>退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって<u>取締役（監査等委員を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. 【現行のとおり】 3. 【現行のとおり】</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 【現行のとおり】</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に<u>対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 【条文省略】</p> <p>2. 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第31条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第32条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p style="text-align: center;">(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 【現行のとおり】</p> <p>2. 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第32条 当社は監査等委員会を置く。</p> <p style="text-align: center;">【削 除】</p> <p style="text-align: center;">【削 除】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第35条 監査役会は監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、会日から5日前までに各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p style="text-align: center;">【削 除】</p> <p style="text-align: center;">【削 除】</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日から5日前までに各監査等委員に対してこれを発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第34条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p style="text-align: center;">【削 除】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第44条【条文省略】</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第46条【条文省略】</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第47条【条文省略】</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第48条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>	<p style="text-align: center;">【削 除】</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第39条【現行のとおり】</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第41条【現行のとおり】</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第42条【現行のとおり】</p> <p>(剰余金の配当等を決定する機関)</p> <p>第43条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会が定める。</p> <p style="text-align: center;">【削 除】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当金)</p> <p>第49条 <u>当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第50条 <u>期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2. <u>未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p>	<p style="text-align: center;">【削 除】</p> <p>(剰余金の配当の基準)</p> <p>第44条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第45条 <u>配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2. <u>未払の配当金には利息をつけない。</u></p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 <u>当社は、第27回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>第27回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役（10名）は全員任期満了となりますので、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	いわさき としお 岩崎 俊雄 (昭和15年11月30日生)	昭和63年4月 当社設立に伴い代表取締役社長 平成10年6月 当社代表取締役会長 平成14年3月 当社代表取締役会長兼社長 平成16年4月 当社代表取締役社長 平成18年6月 当社代表取締役会長 平成23年4月 当社代表取締役会長兼社長 平成26年4月 当社代表取締役会長（現任）	301,722株
2	みずや こうじ 水谷 浩二 (昭和22年7月6日生)	昭和45年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 昭和52年10月 米国IBM開発部門 平成9年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社取締役 コンサルティング事業担当 平成13年4月 同社常務取締役ビジネス・イノベーション サービス担当 平成14年10月 同社常務取締役アジア・パシフィック インダストリー・バリュー・プロ ジェクト担当 平成15年7月 同社常務執行役員e-ビジネス・オン デマンド事業担当 平成16年7月 同社常務執行役員オンデマンド・ビ ジネス担当兼アジア・パシフィック グローバル・ソリューションズ担当 平成18年5月 同社常務執行役員通信・メディア・ 公益事業担当 平成20年4月 同社顧問 平成23年6月 当社取締役 平成24年4月 当社取締役副社長 平成26年4月 当社取締役副会長（現任）	2,594株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 数
3	ね も と ひろゆき 根 元 浩 幸 (昭和35年2月12日生)	昭和63年4月 当社設立に伴い入社 平成10年4月 当社オープンシステム事業部システム技術部長 平成14年4月 当社ソリューション本部フィナンシャル・ソリューション事業部長 平成18年6月 当社取締役ソリューション本部副本部長 平成20年4月 当社常務取締役ソリューション本部長 平成22年4月 当社常務取締役ビジネスソリューション事業本部長 平成23年4月 当社常務取締役ビジネスソリューション事業本部長兼営業統括部長 平成23年10月 当社常務取締役ビジネスソリューション事業本部長 平成24年4月 当社常務取締役ビジネスソリューション事業本部長兼コンサルティングセンター長 平成25年4月 当社常務取締役ビジネスソリューション事業本部長 平成26年4月 当社代表取締役社長（現任）	41,066株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 数
4	に わ く ら お 丹 羽 藏 王 (昭和30年11月13日生)	昭和63年4月 当社設立に伴い入社 平成15年6月 当社取締役総務人事部長 平成17年10月 当社取締役総務人事本部長兼総務人事部長 平成18年6月 当社常務取締役総務人事本部長兼総務人事部長 平成19年4月 当社常務取締役コーポレート管理本部長兼社長室長 平成21年10月 当社常務取締役コーポレート管理本部長（現任）	26,031株
5	や ま も と た か し 山 元 高 司 (昭和35年10月11日生)	昭和58年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成12年12月 同社金融サービス・第四ソリューションサービス部長 平成14年1月 日本アイ・ビー・エム共同ソリューション・サービス株式会社取締役サービス推進担当 平成16年1月 日本アイ・ビー・エム株式会社金融ソリューションセンター第三ソリューション部長 平成20年7月 同社G B S 事業・A I S デリバリー担当理事 平成23年4月 同社G T S 事業・アウトソーシング事業部理事 平成25年4月 当社入社ビジネスソリューション事業本部副本部長 平成25年6月 当社取締役ビジネスソリューション事業本部副本部長 平成26年4月 当社常務取締役事業統括本部長（現任）	1,729株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 数
6	すぎやま かずお 杉 山 和 男 (昭和39年9月1日生)	平成2年11月 当社入社 平成22年4月 当社経理部長 平成25年6月 当社取締役経理部長 平成26年4月 当社取締役財務経理部長（現任）	6,601株
7	とみなが ひろし 富 永 宏 (昭和42年1月9日生)	平成2年4月 当社入社 平成18年4月 当社ソリューション本部基盤システム事業部第三部長 平成19年4月 当社ソリューション本部基盤ソリューション事業部副事業部長 平成21年4月 当社ソリューション本部基盤ソリューション事業部長 平成25年4月 当社ビジネスソリューション事業本部副本部長 平成25年6月 当社取締役ビジネスソリューション事業本部副本部長 平成26年4月 当社取締役事業統括本部副本部長（現任）	4,029株
8	すがわら ちひろ 菅 原 千 尋 (昭和33年9月27日生)	平成9年2月 当社入社 平成13年4月 当社第2事業本部システム事業部サイバースステム部長 平成14年4月 当社ソリューション本部テクノロジーソリューション事業部第二部長 平成16年4月 当社ソリューション本部テクノロジーソリューション統括部長 平成18年4月 当社ソリューション本部エンベデッドソリューション事業部副事業部長 平成25年4月 当社エンベデッドソリューション事業部長 平成25年6月 当社取締役エンベデッドソリューション事業部長 平成26年4月 当社取締役事業統括本部エンベデッドソリューション事業部長 平成27年4月 当社取締役事業統括本部副本部長（現任）	4,189株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
9	たにぐち よしえ 谷口 義恵 (昭和28年10月16日生)	昭和63年4月 当社設立に伴い入社 平成5年6月 当社取締役オープンシステム事業部長 平成10年6月 当社常務取締役オープンシステム事業部長 平成11年4月 当社常務取締役事業本部長 平成13年4月 当社専務取締役第一事業本部長 平成14年3月 当社常務取締役第一事業本部長 平成15年4月 当社専務取締役ソリューション本部長 平成16年4月 当社常務取締役事業推進本部長 平成17年10月 当社常務取締役戦略事業推進担当 平成18年4月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) クレスコ・イー・ソリューション株式会社代表取締役社長 株式会社エス・アイ・サービス代表取締役社長	66,539株
10	くまざわ しゅういち 熊澤 修一 (昭和31年9月30日生)	平成2年4月 当社入社 平成15年6月 当社取締役ソリューション本部副本部長 平成15年10月 当社取締役ソリューション本部副本部長兼ワイヤレスソリューションセンター長 平成16年4月 当社取締役ソリューション本部長 平成17年4月 当社常務取締役ソリューション本部長 平成18年6月 当社代表取締役社長 平成20年1月 当社代表取締役社長兼ソリューション本部長 平成20年4月 当社代表取締役社長 平成23年4月 当社取締役副会長 平成24年4月 当社専務取締役 平成26年4月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社クリエイティブジャパン代表取締役社長	19,315株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式数には、当社持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。
監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 株 式 数
1	はたこし しげる 波多腰 茂 (昭和26年11月17日生)	昭和63年4月 当社設立に伴い入社 平成元年5月 当社取締役ソフトウェア事業部長 平成7年6月 当社常務取締役ソフトウェア事業部長 平成8年4月 当社常務取締役事業推進室長 平成9年4月 当社常務取締役総務担当 平成11年4月 当社常務取締役管理本部長 平成14年3月 当社取締役管理本部長 平成15年4月 当社取締役経営企画室長 平成16年6月 当社常勤監査役(現任)	126,027株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	うすい よしまさ 白井 義真 (昭和24年2月11日生)	昭和53年4月 第一東京弁護士会登録、所澤・中村法律事務所入所 昭和59年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録 昭和60年10月 白井法律事務所開設 平成4年6月 当社監査役(現任) 平成6年8月 渥美・白井法律事務所開設 平成15年5月 白井総合法律事務所開設(現任)	- 株
3	い で まさすけ 井手 正介 (昭和17年6月28日生)	昭和40年4月 野村證券株式会社入社 昭和48年4月 株式会社野村総合研究所 昭和56年10月 財団法人野村マネジメント・スクール出向 平成3年6月 株式会社野村総合研究所理事 平成8年8月 有限会社マネジメント・ディベロップメント・インク代表取締役 平成11年4月 青山学院大学国際政治経済学部教授 平成11年6月 当社監査役(現任) 平成13年4月 青山学院大学専門職大学院国際マネジメント研究科教授 平成17年4月 青山学院大学専門職大学院国際マネジメント研究科非常勤講師	- 株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 白井義真氏及び井手正介氏は、社外取締役候補者であります。
3. 白井義真氏は、弁護士としての法的視点及び幅広い見識から企業法務の分野を中心に法令やリスク管理等に関わる豊富な業務経験を有しており、経営の監視を遂行するのに適任であり、取締役会の監督機能の強化に繋がると判断し、社外取締役候補者となりました。また、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はございませんが、上記の理由により、社外取締役候補者となりました。なお、同氏が社外監査役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって23年であります。
4. 井手正介氏は、企業経営に関する幅広い知識と見識を有しており、その高い見識と幅広い経験を当社の経営全般に対して反映していただくとともに、客観的かつ独立性をもって取締役を監視していただくのに適任であり、社外取締役としても適切に職務を遂行していただけると判断し、社外取締役候補者となりました。なお、同氏が社外監査役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって16年であります。
5. 当社は、波多腰茂氏、白井義真氏、井手正介氏の各候補者が監査等委員である取締役に就任された場合、三氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結する予定であります。また、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
6. 白井義真氏及び井手正介氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、予め独立役員として同取引所に届け出ております。

第5号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
よしだ ぼくくに 吉田 治邦 (昭和15年10月29日生)	昭和40年4月 三菱商事株式会社入社 平成9年11月 同社一般機械部参事 平成12年6月 株式会社オートバックスセブン常勤監査役 平成18年6月 株式会社ABシステムソリューション監査役 平成20年6月 齋藤最上工業株式会社常勤監査役 平成22年6月 トーサイアポ株式会社監査役(現任)	100株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉田治邦氏は、補欠の社外取締役候補者であります。また、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。
3. 吉田治邦氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はございませんが、株式会社オートバックスセブンの常勤監査役をはじめ、同社グループ会社の監査役を歴任されており、経営の監視及び監督に適任であると判断し、補欠の社外取締役候補者いたしました。
4. 当社は、吉田治邦氏が監査等委員である取締役に就任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結する予定であります。また、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成25年6月19日開催の第25回定時株主総会において年額300百万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後は年額300百万円以内とすること、及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的な金額、支給時期等の決定は取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は10名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は引き続き10名となります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

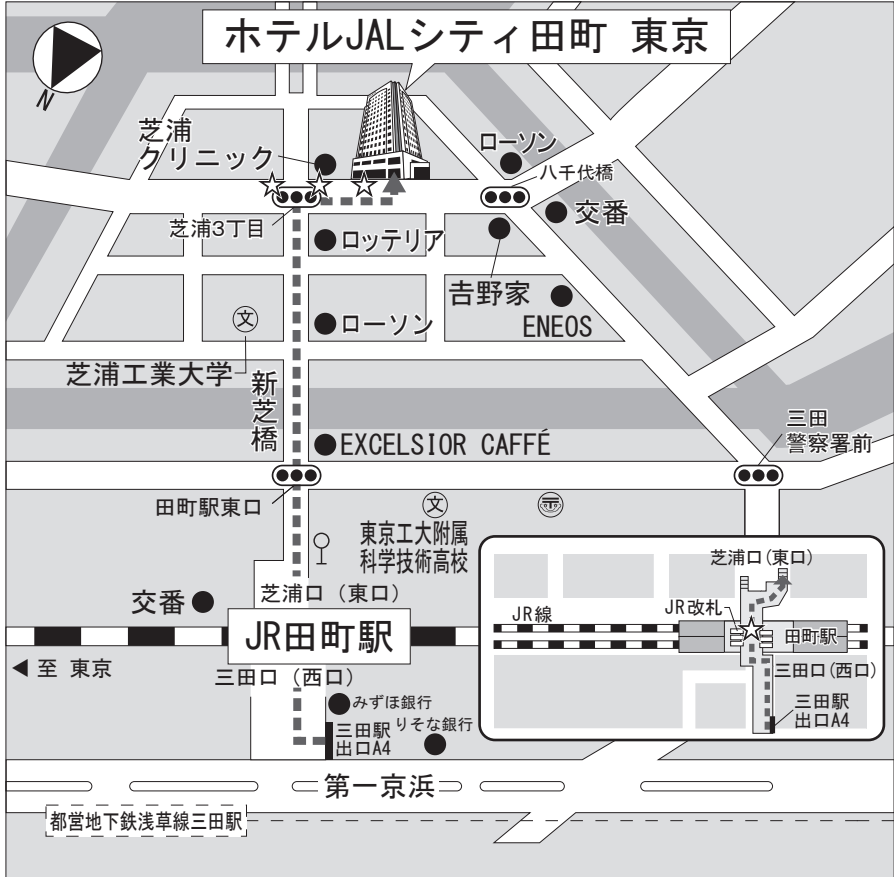
当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的な金額、支給時期等の決定は監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区芝浦三丁目16番18号
ホテルJALシティ田町 東京 地下1階
鳳凰の間
電話 03-5444-0202 (代)



交通のご案内 J R : 山手線・京浜東北線 「田町駅」より 徒歩8分
地下鉄: 都営地下鉄三田線・浅草線 「三田駅」出口A4より 徒歩12分

※☆印周辺に係員を配置いたします。